

男鹿市告示第41号

男鹿市集会施設改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月25日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市集会施設改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
男鹿市集会施設改修等事業補助金交付要綱（令和5年男鹿市告示第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(実績報告) 第11条 (略)</p> <p><u>(概算払)</u></p> <p><u>第12条 前条の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは概算払をすることができるものとする。</u></p> <p><u>2 補助金交付決定者は、前項による概算払を請求する場合は、男鹿市集会施設改修等事業補助金概算払請求書(様式第11号)により行うものとする。</u></p> <p><u>3 前項の規定により請求できる額は、交付決定額の10分の9を上限とする。</u></p> <p><u>4 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、受理</u></p>	<p>(実績報告) 第11条 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>した日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。</u></p> <p><u>第13条及び第14条</u> (略)</p>	<p><u>第12条及び第13条</u> (略)</p>

改正後	改正前
<p>様式第10号（第11条関係）（略）</p> <p><u>様式第11号（第12条関係）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">男鹿市集会施設改修等事業補助金概算払請求書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>男鹿市長 あて</p> <p style="text-align: center;">住 所 商号又は名称 氏 名</p> <p>年 月 日付け、第 号により交付決定通知のあった男鹿市集会施設改修等事業補助金について概算払を受けたいので、男鹿市集会施設改修等事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 補助金の名称 男鹿市集会施設改修等事業補助金</p> <p>2. 補助金の交付決定額 円</p> <p>3. 補助金概算払請求額 金 _____ 円</p> <p>4. 概算払いを必要とする理由</p> <p>5. 補助金振込先 <u>金融機関名</u> _____</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>本・支店名</u> _____</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>預金種別</u> 普通 ・ 当座 _____</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>口座番号</u> _____</p> <p style="padding-left: 20px;">(フリガナ)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>口座名義人</u> _____</p> </div>	<p>様式第10号（第11条関係）（略）</p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。</p>	

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。